

平成 18 年 2 月 20 日

各 位

会社名	モーニングスター株式会社
(コード番号	4765)
(上場取引所	大証 ヘラクレス)
代表者	代表取締役 COO 朝倉 智也
開示責任者	取締役 CFO 小川 和久

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

平成 18 年 2 月 20 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 18 年 3 月 23 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、実際の当該ストックオプション（新株予約権）の発行は、当社第 9 回定時株主総会にて当該議案が承認され、その後の当社取締役会においてストックオプション（新株予約権）の発行決議がなされることが条件となります。

記

1. ストックオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員（以下「対象者」という。）に対して、以下の要領で新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、目的たる株式の数を次の算式により調整する。

この場合、調整により生ずる 0.01 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 1 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の大証取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権および同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。）は、払込金額を次の算式により調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。
さらに、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使期間

平成20年3月24日から平成28年3月23日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② この他の条件は、本定時株主総会決議に基づくその後の取締役会決議に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合であって、存続会社または完全親会社に新株予約権にかかる義務が承継されないときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が上記①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容については、平成18年3月23日開催予定の当社第9回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上

*****【本件に関するお問い合わせ】*****
モーニングスター株式会社：<http://www.morningstar.co.jp/> 管理部
電話：03(6229)0810 ファクシミリ：03-3589-7963 メール：mstar@morningstar.co.jp